

法第 6 条（確認申請）変更確認

型式認定浄化槽の機種変更

浄化槽法第 13 条の規定による国土交通大臣の型式認定を受けた浄化槽の設置において、構造及び人員等の変更を伴わない機種変更の場合は、変更確認申請の手続きを要しない。

なお、計画変更届等の手続きの要否については、各特定行政庁の取扱いによる。